令和７年度に係る監事監査報告

令和８年６月

独立行政法人水資源機構 監事

監　査　報　告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第４項及び同法第 38 条第２項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）の令和７事業年度（令和７年４月１日～令和８年３月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

なお、監査の具体的な内容は、別冊「令和７年度に係る監事監査の実施結果」のとおりである。

Ⅰ　監査の方法及びその内容

監事は、独立行政法人水資源機構監事監査要綱に基づき、別冊Ⅱ．１に掲げる監査計画において監査重点項目を設定し、以下のとおり機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を実施した。

① 理事長をはじめとする役員、監査室及び経営企画部その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めた。
② 役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。
③ 本社及びその他の事務所において、業務、財産の状況及び通則法に基づき主務大臣に提出する書類を調査した。
④ 役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。
⑤ 当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討し、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。
⑥ 会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

Ⅱ　監査の結果

１　機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に

向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

2　内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムは適切に整備され運用されていると認める。
内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。
また、意思決定の内容が法令などに違反する事実や不合理な事実は認められない。

一方、現場事務所の監査では、特記仕様書に必要な事項が記載されていない事例や特記仕様書・共通仕様書に「指示」「協議」「承諾」「提出」と記載されている項目について受発注者間で交わした書面等が確認できなかった事例が多く見受けられ、設計変更に際しても当該工種着手前に変更施工計画書の提出を受けていない事例も複数確認されるなど、文書主義の再徹底が必要である。また、検査時においてもこうした事例が見過ごされており、組織的なチェック体制の強化も必要である。
さらに、監査以外でも契約工事における変更追加作業の口頭指示、総合評価方式における評価ミス、承認された時間を超えた時間外労働など不適切事案の発生が報告されており、ガバナンス・コンプライアンス意識の再徹底が急務である。

本年度から本格実施に移行した組織の大括り化、いわゆる現場事務所の「総合管理所化」については、事務職や若手職員が総合管理所に集約されたことに伴う事務の効率化、若手職員の孤立防止、ＯＪＴによる人材育成の強化など多くの効果が確認されている一方、実務を任せられるベテラン・中堅職員を管下管理所に配置した結果、総管では中堅層職員の不足により業務を完遂できない若手職員を管理職がカバーすることとなり、管理職の負担が増していることが明らかとなった。また、管下管理所も管理職が所長のみの１名体制となったことから、所長の負担が増しているとの報告も受けている。
これらの課題は現在進められているＤＸによる業務改善、若手職員の総合管理所と管下管理所での兼務発令による現場経験機会の創出、総管内相互応援態勢のルール化などによる管理職等の負担軽減の工夫など、すでに改善策を施行している総合管理所もあり、こうした取組の水平展開を図っていく必要がある。

人材確保・広報広聴については、令和８年度から原則全国勤務から地域勤務にあらため、全国転勤を理由とする離職防止・新規採用時の辞退防止に努めるとともに、人材育成と連携し、水系のプロを育成することで組織への愛着心向上を図り、発信力の強化に取り組むことで、機構の認知度を高める取組を進めており、今後の就職希望者の増加に繋がることも期待している。

3　役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4　財務諸表等についての意見

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認める。
令和７事業年度の財務諸表等は、適正であると認める。

5　事業報告書についての意見

事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ　独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1　随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況についての意見

一者応札の改善の取組、随意契約の厳格なチェックなど、入札契約の適正化の取組は着実に実施されていた。
今後も機構に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保していくことが重要である。

2　保有資産の見直しについての意見

土地・建物等の必要性の見直しや不要と認められる財産の処分については、事業用地２件、職員宿舎用地２件が処分され国庫納付手続等がされるなど、着実に進捗が図られている。
一方、会計検査院からの改善処置要求に対する事案については、関係者と協議継続中であるが、地方公共団体に費用負担を求めることから、明確な処分時期は定まっていない。
引き続き、関係部署においてフォローアップを行っていくことが重要である。

3　給与水準の状況についての意見

給与水準の設定についての考え方については、妥当であると認める。

4　法人の長の報酬水準の妥当性についての意見

理事長の報酬水準の設定の考え方については、妥当であると認める。

令和８年６月 19 日

独立行政法人水資源機構

監　事　　尾根田　勝

監　事　　富樫　美加

別冊

令和７年度に係る監事監査の実施結果

令和８年６月

独立行政法人水資源機構 監事

目　　次

Ⅰ　目的 …… 1
Ⅱ　実施内容 …… 1
　1　監査計画 …… 1
　（1）監査方針 …… 1
　（2）実施方法等 …… 2
　2　業務監査 …… 2
　（1）定期監査 …… 2
　（2）テーマ監査 …… 3
　（3）臨時監査 …… 3
　（4）理事長及び副理事長との意見交換等 …… 3
　3　会計監査 …… 3
Ⅲ　監査の結果 …… 4
　1　業務監査 …… 4
　（1）監査重点項目 …… 4
　　1）中期計画の取組状況 …… 4
　　2）内部統制の取組状況 …… 8
　　3）法令関係諸手続きの適正化の状況 …… 12
　　4）入札契約の適正化の取組状況 …… 13
　　5）保有資産の見直し･資産の管理状況 …… 14
　　6）人財育成の取組状況 …… 15
　　7）技術力の維持・向上 …… 16
　　8）地域への貢献 …… 17
　　9）既監査での是正・改善事項等のフォローアップ …… 17
　（2）テーマ監査「総合管理所化に伴う課題等について」 …… 18
　（3）その他の重要な監査事項 …… 18
　　1）給与水準の状況 …… 18
　　2）事業報告書 …… 19
　（4）事務処理に係る検討等が必要と認められる事項 …… 19
　（5）推奨事項 …… 19
　2　会計監査 …… 19
　監査実施事務所 …… 20

Ⅰ　目的

監事監査は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）の業務を監査し、必要な提言等をすることにより、業務の適正な運営を図ること及び会計経理の適正を確保することを目的としている。

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第20条第２項に基づき、主務大臣（国土交通大臣）に任命された監事は、①機構の業務を監査し主務省令で定めるところにより監査報告を作成しなければならない（通則法第19条第４項）、②いつでも役職員に対して報告を求め、機構の業務及び財産の状況を調査することができる（通則法第19条第５項）、③機構が、通則法、総務省令及び主務省令で定める書類を主務大臣に提出しようとするときは当該書類を調査しなければならない（通則法第19条第６項）、④監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる（通則法第19条第９項）、⑤役員の不正行為、不正行為のおそれ、法令違反若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、理事長及び主務大臣に報告しなければならない（通則法第19条の二）とされている。

また、機構は、①財務諸表を主務大臣に提出するときは、財務諸表及び決算報告書に関する監査報告を添付しなければならない（通則法第38条第２項）、②財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査を受けなければならない（通則法第39条第１項）とされている。

Ⅱ　実施内容

１　監査計画

独立行政法人水資源機構監事監査要綱（平成27年３月27日制定。以下「要綱」という。）第17条の規定に基づき、監査項目、監査実施日等について「令和７年度監事監査計画」を作成し、監査を実施した。

「令和７年度監事監査計画」の概要は次のとおりである。

(1) 監査方針

機構は、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的に設立された、いわゆる中期目標管理法人であり、「安全で良質な水を安定して安くお届けする」ことを経営理念として掲げている。この目的及び理念の達成に向け、第５期中期計画において、水資源開発施設等の管理業務及び建設業務を実施することにより「安全で良質な水の安定的な供給」と「洪水被害の防止・軽減」に努めることに加え、内部統制の充実・強化、業務運営の効率化、技術力の維持・向上、機構の技術力を生かした支援、地域への貢献等を図ることとしている。

これらを踏まえ、令和７年度の監事監査は、機構の事業・事務が第５期中期計画（令和４年度～７年度）に基づき適正に執行されているかを監査するとともに、次に掲げる監査重点項目に沿って、中期計画に掲げる目標の達成状況、業務運営の効率化及び内部統制システムの運用状況等について監査を実施し、

必要な提言等を行うこととする。

〔監査重点項目〕
①中期計画の取組状況
②内部統制の取組状況
③法令関係諸手続きの適正化の状況
④入札契約の適正化の取組状況
⑤保有資産の見直し･資産の管理状況
⑥人財育成の取組状況
⑦技術力の維持・向上
⑧地域への貢献
⑨既監査での是正・改善事項等のフォローアップ

(2) 実施方法等

1) 実施方法

定期監査のほか、監事が必要と認めた場合に臨時監査を実施する。

① 定期監査
監査対象事務所において資料の提出及び説明を求めて実施する。
なお、定期監査の一部については、法人としての課題意識や監査対象事務所の懸案事項等を勘案したテーマを設定して実施する。

② 臨時監査
監査対象事務所及び監査日程は必要に応じて定める。

2) その他

① 監査の結果について、毎月理事長及び副理事長へ説明し意見交換を行う。
② 本社監査において各部室長と意見交換を行い、本社監査実施後に理事長、副理事長及び本部長（理事）と意見交換を行う。
③ 会計監査については、会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的な情報交換を行うとともに、適宜、会計監査人に説明及び報告を求めながら行う。

2 業務監査

(1) 定期監査

定期監査に係る監査実施事務所として巻末に示すとおり、本社及び19事務所を選定し、監査を実施した。

監査の実施に当たっては、その業務を効率的に遂行するため、監査室の職員に加えて、用地事務に精通した職員３名を監査補助者として指名した。

また、中期計画及び年度計画に記載された機構のミッションの実施状況及び潜在的なリスクの把握に資するため、本社部室長との面談を実施した。

(2) テーマ監査

７年度から本格的に実施される総合管理所化に伴う課題等をテーマとして定期監査対象事務所のうち12事務所において、巻末備考欄に示すとおり、「テーマ監査」を実施した。

(3) 臨時監査

７年度の臨時監査は、実施しなかった。

(4) 理事長及び副理事長との意見交換等

1) 理事長及び副理事長との意見交換

監事監査実施結果概要等について、理事長及び副理事長と意見交換を行った。

実施日	令和７年６月17日、７月22日、８月29日、９月25日、10月21日、11月18日、12月22日、令和８年２月３日、２月16日、３月19日

2) 部室長等との面談

６月期と11月期の本社監査に合わせて各部室長と面談を実施し、意見交換を実施した。本部長については、役員会等の際に随時意見交換を実施した。

このほか、要綱の規定に基づき、役員会その他の重要な会議に出席するとともに、重要な文書を閲覧し、必要に応じて役職員に説明を求めて監査を実施した。

また、本社及びその他の事務所から業務の実施状況を聴取し、必要な文書及び資料の提出又は閲覧を求めて監査を実施した。

３　会計監査

監事は、会計監査人が行う監査計画、当期の決算に係る検討事項等について、会計監査人と意見交換を行うとともに、会計監査人の監査状況及び職務遂行に関する事項について、会計監査人の説明及び報告を求めるなど、緊密な連携の下、監査を実施した。

通則法第39条第１項に規定する財務諸表等及び事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書については、財務部から必要な説明を受けるとともに、会計監査人から会計監査報告を受け、これらについて確認を行った。

内　　容	実　施　日
監査計画打合せ	令和７年11月13日
監査実施状況中間報告	令和８年４月10日
決算監査打合せ（監査結果概要報告）	令和８年６月２日
決算監査結果報告	令和８年６月18日

Ⅲ　監査の結果

１　業務監査

(1) 監査重点項目

1) 中期計画の取組状況

① 中期計画の進捗管理

中期計画及び年度計画の進捗状況については、年２回役員会に報告されていることを確認した。

また、監査実施事務所において中期計画の進捗状況を監査し、計画に沿って取組が実施されていることを確認した。

② 渇水への対応

令和７年度の渇水対応については、前年度からの少雨傾向が継続したことから、年度当初より吉野川水系銅山川で取水制限が実施されたほか、豊川水系でも流域での降水不足が続き、春渇水により43日間の節水対策を実施した。その後、一旦は全国的に取水制限等が解除されたものの、東海地方および四国地方では梅雨明けが平年より23日早く、降雨も少ない状況が続いた。

さらに九州北部では、梅雨期間が観測史上最短となる20日間にとどまるなど広範囲で降雨が不足し、貯水量が十分に回復しないまま夏期を迎えた。その後も水源地域では台風接近が少なく、10月以降も降水量が月平均を大きく下回ったことから、豊川水系、木曽川水系、淀川水系、吉野川水系及び筑後川水系において渇水対策が実施される事態となった。

これら各河川の取水制限等に併せて、本社、関東管内、関西・吉野川支社淀川本部、同支社吉野川本部、筑後川局及び各事務所に渇水対策本部又は渇水対策支部を設置し、水源状況や取水状況等について一般への情報発信及び関係機関への情報提供の頻度を高め、節水の啓発等を行っていた。また、渇水対応タイムラインが策定済みの水系（利根川、荒川、淀川、吉野川）については、渇水対応タイムラインに基づき河川管理者、利水者及び関係機関と連携を図りつつ、降雨状況に応じてダムからの補給量をきめ細かく調整するなど、効率的な水運用を行い、国民生活及び産業活動への影響軽減を図っていた。

③　洪水への対応

７年度は洪水調節を目的に含む全25ダムのうち９ダムにおいて、延べ19回の洪水調節を施設管理規程に基づき的確に実施し、ダム等の治水効果を確実に発揮させた。

主な洪水対応実績としては、６月前線における岩屋ダム、７月前線における阿木川ダム、８月前線における寺内ダムの防災操作がある。

６月23日に前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となり、岩屋ダム（岐阜県下呂市）の上流では、約82㎜の流域平均総雨量を観測した。この降雨による洪水に対して岩屋ダムでは、最大流入

時(毎秒約547㎥)において、約70%に相当する毎秒約384㎥をダムに貯留した。この洪水調節により、岩屋ダムの下流（東沓部地点）の河川水位を約2.30m低減させたものと推定している。

７月は、日本海上空の低気圧から延びる前線に向かって、太平洋側から暖かく湿った空気が流れ込んだ影響により、岐阜県では活発な雨雲が発生した。この影響により７月14日から15日にかけて、阿木川ダム(岐阜県恵那市)の上流では、約174㎜の流域平均総雨量を観測した。この降雨による洪水に対して、阿木川ダムでは、最大流入時(毎秒約223㎥)において、約48%に相当する毎秒約106㎥をダムに貯留した。この洪水調節により、阿木川ダムの下流（大門地点）の河川水位を約0.56m低減させ、避難判断水位の超過を防いだ。

８月10日に九州北部付近にある前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となった。この影響により８月10日から12日にかけて、寺内ダム(福岡県朝倉市)の上流では、約320㎜の流域平均総雨量を観測した。この降雨による洪水に対して、寺内ダムでは、最大流入時(毎秒約91㎥)において、約77%に相当する毎秒約70㎥をダムに貯留した。この洪水調節により、寺内ダム下流（金丸橋地点）の河川水位を約1.46m低減させ、はん濫注意水位の超過を防いだ。

一方、洪水被害の防止・軽減に向けた取組の強化として、令和元年12月に策定された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議）」に基づき、利水ダムも含めダムごとに治水協定を締結（特定施設24ダム、利水ダム12ダム）し、事前放流等に取り組んでいる。７年度は、特定施設、利水ダムともに事前放流による水位低下は無かった。

機構では、下流で洪水被害の発生が予想される場合及び既に被害が発生している場合において、河川管理者の指示や下流の地方公共団体から洪水被害軽減に係る要請に応じて、通常の洪水調節よりも貯留量を増やして容量を有効に活用する高度な操作（特別防災操作）の実施と検討に努めている。７年度に特別防災操作の実施が必要となる洪水は発生しなかったが、利根川水系の４ダム（矢木沢ダム、奈良俣ダム、下久保ダム、草木ダム)、荒川水系の２ダム（浦山ダム、滝沢ダム)、淀川水系の１ダム（川上ダム）の延べ７ダムについて「特別防災操作指示要領」を策定していた。日吉ダムにおいては、特別防災操作に関する指示要領策定に向けて関係機関との調整を進めた。また、特別防災操作の実施要請が多い味噌川ダムにおいては、降雨の上振れリスクを考慮しつつ、降雨ピーク前に特別防災操作を行うことにより、効果的な下流河川の水位低下を行うことが可能となるよう、アンサンブル降雨予測技術を活用した新たな適用ルール案を策定し、７年度の洪水期からの運用に向け河川管理者と協議を行うとともに、河川管理者とＷＥＢ上でリアルタイムに情報共有する特別防災操作の適用可否について、画面表示案を作成していた。

④ 災害等支援活動

災害時等における機構の技術力を活かした他機関への支援については、12月16日に東京都利島村から渇水対応に対する給水支援要請があり、機構は緊急災害対策支援本部を設置し支援を決定、同月23日に、利島村役場、東京都、

東京都協力業者、機構の４者にて現地調査と打合せを行い、必要な設備と役割分担、機構浄水装置の運搬方法、今後のスケジュールについて確認した。

１月23日には、利根導水に配備している可搬式浄水装置の一部を東京湾経由にて運搬し、同月30日に総合試験を実施し、装置の運転に問題がないことを確認した。最終的には、利島村職員に対して運転方法の指導を行い、現地で安定的な運転が可能な状況を整え、渇水対応に協力していた。

また、２月６日には、日本水道協会から佐賀県唐津市加唐島の渇水対応に係る給水支援要請を受け、支援を実施することを決定、同月10日には唐津市および機構と合同で現地調査と打合せを行い、必要となる設備、役割分担、機構が保有する可搬式浄水装置の運搬方法、ならびに今後のスケジュールについて確認した。この結果を踏まえ、同月22日に愛知用水総合管理所に配備している可搬式浄水装置を加唐島へ運搬、同月27日には現地で総合試験を実施し、水質試験を経て、３月10日より浄水装置が本格的に稼働を開始し、現地の渇水対応に貢献していた。

平常時においては、迅速な初動対応につなげるため、災害発生時に機構が所有する配備機材の輸送等を機構に代わり実施できる企業（建設会社等）と災害支援に関する災害協定を締結し、支援体制の整備を図っていた。

農林水産省との「突発事故・災害発生時等における緊急対応に関する覚書」（平成29年３月28日）に基づき、備蓄資機材の貸与による支援も想定し、各農政局に機構主催のポンプ車操作訓練の実施予定を共有して参加を呼びかけ、10月から12月にかけて計５回にわたりポンプ車を所有する農林水産省と機構とで合同操作訓練を実施し危機管理能力の向上及び連携の強化を図っていた。また、ポンプ車操作訓練への関係自治体や利水者の参加を通じて、機構の配備機材や装備について情報共有を行っていた。

日本水道協会との「災害時における支援活動に関する協定」（平成30年12月７日）に基づいた訓練として、装置の能力、設置場所や運用時の注意事項等を共有し、実働に備えた確認を行っていた。

また、一般社団法人日本ＲＶ協会と「災害時におけるキャンピングカーの提供に関する協定」を７月７日付で締結した。これにより、大規模災害等の発生時に水資源機構が職員を被災地へ派遣する場合、日本ＲＶ協会に対してキャンピングカーの提供を要請することが可能となり、同協会には可能な範囲でキャンピングカーの提供に努めて頂けることとなった。この取組により、被災地における自己完結型の支援体制の構築及び円滑な支援活動の実施に資することが可能となっていた。

⑤ 計画的で的確な施設整備

ダム等事業の思川開発事業、早明浦ダム再生事業等及び用水路等事業の豊川用水二期事業、成田用水施設改築事業、吉野川下流域用水事業、福岡導水施設地震対策事業等において、遠隔臨場の導入による立会に伴う移動時間及び待ち時間の削減等業務の効率化、ＵＡＶ（空中写真測量）を活用した掘削出来型管理による作業効率・精度の向上、新技術や工法選定等の比較検討、設計・施工の最適化によるコスト縮減に取り組み、着実に事業の進捗が図られていることを確認した。

農業用水の水質改善と安定的な確保を図るため平成２年度から実施してきた吉野川下流域用水事業は、事業工期末である７年度内に全ての工事を完成させることができた。

⑥ 業務運営の効率化

人材育成と職員間のコミュニケーションの活性化、共通業務の集約化による業務の効率化や、防災対応時などで弾力的・機動的な人員配置を行うため、機構では７年度から現場組織の再編（大括り化）を実施している。その中で顕在化した総合管理所化に伴う課題等については、全国所長会議等にて解決策を議論し、随時フォローを行っていた。

また、業務改善を通常業務の一環として恒常的な取組として浸透を図るため、職員が気軽に取り組むことができるように「水資源機構カイゼン活動」を立ち上げ、改善事例についてクラウド型文書管理・情報共有環境を活用して容易に登録・閲覧できるようにして、業務の効率化に役立ち、横展開可能な取組を全社的に共有していた。

さらに、一般事務業務におけるＷＥＢ会議システムや電子決裁システム等の活用、管理業務における水路等施設管理支援システムや機械設備保全システムの活用等、ＩＣＴ技術の積極的な活用により業務の効率化等が進められていた。

適正な事業監理と、こうした業務運営の効率化により、新築・改築を除く事業費については、第４期中期目標期間の最終年度（３年度）と比較して4.1%縮減し、第５期中期計画に掲げる所期の目標を達成した。

７年度の一般管理費の執行にあたっては、調達の必要性、実施内容及び数量等の精査による削減に努めながらも、旅費やＰＣ更新費用などこれまでの削減により課題が生じている経費やセキュリティ強化、人財育成、ＤＸ推進、防災など業務運営に必要不可欠なものを対象として、削減目標達成に囚われ過ぎない執行方針に見直していた。これにより、第４期中期目標期間の最終年度（３年度）と比較して16.7%増加となったものの、課題解決に必要な投資を実施していた。

⑦ ＤＸの推進

機構において、これまで積極的に取り組んできたＩＣＴ等新技術の活用を更に推進するため、令和３年９月に「水資源機構ＤＸ推進プロジェクト」を策定・公表し、これを長期的なロードマップとして管理業務、建設業務及び一般事務業務においてＤＸの体系化に向けて検討・試行を実施している。

具体的なプロジェクトについては、一般事務ＤＸ推進部会において職員のＩＴリテラシー向上及び情報セキュリティ対策の強化に取り組み、クラウド型文書管理・情報共有環境の活用を通じて業務の効率化及び生産性の向上を図るとともに、人事・財務会計等の事務系業務システムについて、市販システムへの刷新を見据えた既存業務の棚卸し作業など情報収集及び発注契約に向けた準備を進めていた。現場技術ＤＸ推進部会においては、遠隔臨場による拘束時間の削減・生産性の向上、ＡＩカメラを活用した配

筋検査による検査時間等の短縮と検査精度の向上、掘削や法面整形工事への「３次元マシンコントロール建設機械（バックホウ)」を活用したＩＣＴ施工による作業効率及び施工精度の向上、トンネル坑内において骨伝導無線を使用した作業指示、ＩＣタグを活用した入坑者とバッテリーカーの接触防止など安全管理にも活用していた。さらに施設管理では、ダムの放流設備を総管等から遠隔操作できるよう必要な設備を整備して遠隔操作を前提とした管理体制の構築を図るべく取り組んでいた。なお、現場技術ＤＸ推進部会については、７年４月から開発部会、導入環境整備部会、普及部会の三部会制に改組してさらなる推進を図っていた。

【監事意見】

機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

一方で、降雨様態の変化によって、今後の防災対応増加が想定されるが、職員の実数は、過去に採用を絞った影響や全国的な人材難、特に技術系の新規採用難により、現在においても十分な確保はできていない。効率的な業務運営を目指し、ＤＸの推進による業務の自律・自動化に、更に戦略的に取り組むことが重要である。

業務のＤＸ化に関しては、建設のみならず管理業務における実装の行程表が全社共有化された。ＤＸ推進体制も計画・開発・実装の各段階を担うプロジェクト組織が組まれ、円滑な技術実装に向けて大きく進展したことを高く評価する。

業務の効率化に関しては、クラウド型文書管理・情報共有環境によるペーパーレス会議、動画等の大容量データの共有、アンケート機能の利用、共同作業などが始まり業務の効率化が図られていることを評価する。更に今年度は、業務フローの分析によるＢＰＲ検討も進捗した。

また、事業費の縮減、一般管理費の縮減についても物価高騰等の影響を強く受けながらも着実に取り組んでおり、高く評価するが、監査では機器更新の先送りや旅費の抑制による職員の現場出張機会の減少という影響も耳にしていた。このため、業務改善に欠かせない遠隔制御・遠隔監視のための通信環境の強化、近年のサイバー攻撃の多様化に対処するためのセキュリティ強化などに取り組み、結果として中期計画における対前期計画比で一般管理費の４%削減という目標を断念したことは、妥当な判断だと評価する。

2) 内部統制の取組状況

① 「内部統制の基本方針」の浸透・定着

内部統制の基本方針について、クラウド型文書管理・情報共有環境への掲載、各種会議、内部統制・コンプライアンスに係る内部研修、コンプライアンスアンケート等の機会を通じて、浸透・定着に努めていた。

② 役員と事務所との意見交換

役員が職員と密なコミュニケーションを図り、各職員の職務の重要性につ

いての認識の向上を図るため、理事長と支社局及び管内事務所長との意見交換を全支社局において実施した。また、副理事長・理事と管内事務所職員との意見交換については、18総合管理所すべてにおいて実施し、機構の経営理念、経営方針等について直接説明するとともに、現場における課題等について意見交換を行っていた。さらに、意見交換の内容について役員間で情報共有されていた。

③ 理事長及び副理事長と監事との連携等

監事監査の結果について、概ね毎月、理事長及び副理事長へ説明し意見交換を実施している。また、監査結果については、役員及び各部室長に情報共有している。

④ リスク管理の取組状況

a) リスク管理委員会等の開催

重要なリスクが生じた場合には速やかに本委員会を開催し、幹部職員間で情報共有を図ることとしており、令和７年度は、10回開催されていた。

リスク管理委員会では、現行のリスク管理の仕組みが事後報告にとどまり、一部の管理職がリスク管理票の更新作業を行うなど、十分な活用が図られていないことから、７年度からリスクマップを廃止し、リスク管理手法の効率化を図るとともに、リスク管理モニタリングについて一般職員を含めて議論する場を設けることにより、職員全体のリスク管理に関する認識の更なる向上を目的として、リスク管理手法の見直しを行っていた。

b) リスク管理手法の全社的な推進

本社・支社局及び全事務所において業務の遂行を阻害する要因をリスクとして捉え、リスクに対して的確に対応するため、ＰＤＣＡサイクル（リスク管理票によるリスクの特定、リスクの評価、リスクミーティングの開催、リスクに対する方策の検討及びモニタリング等）によるリスク管理手法の一連の流れで実施していた。

また、職員全体のリスク管理に関する認識の更なる向上を目的として、リスクミーティングを月に１回以上開催し、一般職員も含めて議論する場を設けるなど、新たなリスク管理手法の推進を図っていた。

C) 危機管理能力の向上

梅雨や台風等の降雨による出水に備え、機構が管理する全ダムの管理所と河川管理者である国等とが連携した洪水対応演習が実施されていた。

また、災害発生直後に迅速な初動対応を図ることを目的として、防災週間に合わせた全社的な地震防災訓練や、各事務所で独自のテーマを設定した危機管理訓練が実施され、職員の危機管理能力の向上が図られていた。

⑤ コンプライアンスの取組状況

a) 講習会・研修の実施

コンプライアンスの徹底を図るため、11月をコンプライアンス推進月間と位置付け、法令遵守研修（講師：機構顧問弁護士）やハラスメント防止研修（講師：外部識者）を実施して、意識向上を図っていた。また、所属毎に少人数で意見交換を行い、職員のコンプライアンス意識・知見の向上を図るとともに、不正を起こさない組織風土の醸成を図るため、コンプライアンスミーティングが定期的に実施されていた。

b）アンケートの実施

倫理行動指針の浸透、定着を図るだけでなく、内部統制の基本方針の浸透状況の把握、官製談合防止、ハラスメント防止等の観点から質問事項を設定し、コンプライアンス推進月間にコンプライアンスアンケートを実施していた。アンケートの結果、６年度に引き続き「倫理行動指針」を始めとする倫理規程等に関する認知度は高い水準を維持していることが確認できた。

c）倫理委員会

コンプライアンスの取組状況等の報告・審議のため、年２回開催し、外部有識者である委員の意見等を踏まえて、コンプライアンスの推進をはじめとする内部統制の強化等に反映させていた。

d）情報の発信

クラウド型文書管理・情報共有環境に、倫理委員会資料、コンプライアンスに関する基本的な事項を取りまとめた資料、他機関の有用な取組や不適切案件に関する資料等の掲示が行われていた。

また、内部統制に関する重要な要素であるリスク管理、コンプライアンス、内部監査を所掌する危機管理監、特命審議役（コンプライアンス担当）及び監査室長による意見交換を７年度は５回実施し、内部統制の推進に関する取組や課題についての情報共有及び意見交換を行っていた。

e）談合防止対策の取組

談合防止対策の徹底を図るため、全事務所を対象とした全国経理事務担当者会議等の場を活用して入札契約情報の厳格な管理や談合防止対策の説明会が１回実施され、新任管理職研修等の内部研修で談合防止に係る講義が７回実施されていた。

クラウド型文書管理・情報共有環境に、他組織等の有用な入札談合防止の取組資料等の掲示が行われていた。

⑥ 情報セキュリティ対策

４月から６月にかけて、事務従事者（機構の職場で業務に従事する全ての役職員、事務補助員等）に対するセキュリティポリシー説明会や標的型攻撃メール訓練等を実施し、情報セキュリティに対する意識向上を図っていた。

また、情報セキュリティ強化の取組として、情報セキュリティ機器の運用管理、事務従事者への訓練、教育及び自己点検、国家サイバー統括室（ＮＣ

O）との情報共有等が実施されていた。
情報セキュリティ監査を７月から11月にかけて実施し、管理体制の状況や６年度自己点検結果における改善事項等について確認を行うとともに、必要な指導及び助言等を行っていた。

⑦ 情報の共有

原則として毎週火曜日に役員会を開催し、業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について審議・報告を行い、その結果については支社局長等、本社部室長、総合管理所長に伝達し、情報の共有を図っていた。
また、本社や各事務所からの情報については、支社局長等会議、全国所長会議や支社局の管内所長会議、各事務所の管理職会議等が定期的に開催され、全社的に共有されていた。さらに、各種会議においてＷＥＢ会議システムを活用し、業務の迅速化・効率化を図っていた。

⑧ 法人文書管理の徹底・強化

10月を文書整理月間と定め、主任文書管理者（本社各部室長、支社局長等及び各事務所長）の指導のもと、各文書管理者（課長等）が重点的に点検を実施していた。
主任文書管理者から点検結果の報告の際には、文書の保存及び廃棄の状況等の写真を添付させるなど、適切な文書管理を進めていた。
また、６年４月に定めた法人文書管理の全社統一保管ルールに基づき、電子媒体における適切な管理について、全社に周知徹底を図っていた。
職員の法人文書管理の意識向上を図るため、文書整理月間に全職員を対象とした法人文書管理研修（内閣府作成の公文書管理ｅ－ラーニング教材を使用）を実施し、必要な知識及び技能の習得を図っていた。

⑨ 採用戦略及び広報戦略

４月から人財育成と採用戦略を一括して実施するため、人財育成・採用戦略課を設置し、組織体制の整備を図っていた。
採用計画に基づき、７年度採用活動において、採用広報・エントリーから面接・合否通知するまでの一連の期間（クール）を設けて選考期間を区切り、エントリーシートの提出期限を複数回設けることにより、学生の応募促進を図る取り組み（採用クール制）を実施していた。高卒指定校推薦について、新たに６校を追加した。
経験者採用の通年募集、内定式・内定者懇談会、施設見学会の実施、カムバック採用、大学院等への進学を理由とした入社留保制度等に継続して取り組んでいた。
また、広報では、採用専用ＨＰ、リクルートパンフレット、リクルート用動画のリニューアルを継続して行い、採用広報コンテンツの充実を図り、リクルーター（機構在籍の卒業生）による大学等における会社説明会や水資源に関する出前講義の実施など、機構のＰＲに繋がる採用に係る広報活動を積極的に実施していた。

さらに、広報戦略として「３Ｅ作戦」(Easily：気楽に、Enjoyable：楽しく、Engagement:思いを込めて）を立ち上げ、機構の仕事の意義・価値を再認識して自信と誇り、組織への愛着心を持つこと、水系に精通し地域に貢献する「水系のプロ」を育成することにより、「水資源機構」という組織を地域の方々に知ってもらい、理解してもらい、応援してもらうことを目指し、新規採用等人員確保にも繋げるべく取り組みを開始していた。

【監事意見】

内部統制に関する業務は適切に行われているものと認める。

また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

広報については、一般的な外部向け広報だけでなく、職員のエンゲージメントを高め、業務に自信と誇りを持たせる「内部広報」を強化するとともに、人材育成部署と連携して各水系に精通した「水系のプロ」を育成し、地域の方々に機構という組織を知ってもらい、応援してもらうことで、新規採用等人員確保にも繋げる取り組みを開始しており、今後の成果に期待したい。

3) 法令関係諸手続きの適正化の状況

工事等における法令関係諸手続の適正化を図るための全社的な取組として、発注から完了までに必要となる諸手続き、留意事項、進捗状況等を各段階で確認するためのチェックリストが作成され、諸課題の可視化による情報共有が図られていた。

また、法令違反の具体的な事例を用いた研修会等が開催され、法令遵守に対する職員一人一人の意識付けの取組が行われていた。

しかしながら、機構事務所への労働基準監督署の立ち入り調査において、業務用ＰＣの使用時間記録等についての調査を受け、「労働時間の適正な管理・把握が行われていない」との指導を受けた。本件については既に対応がとられており、全社にガバナンス等の徹底に向けた周知が図られていた。

【監事意見】

法令関係諸手続きの適正化の数々のしくみは、問題発生の都度改善が加えられ、業務体制に根付き、着実に実行されている。しかしながら、法令手続きの失念事例等の根絶には至っていない。今後も機会あるごとに法令遵守の徹底周知を行うと共に、法令関係情報の変化をフォローし、遺漏のない対応を継続して行う必要がある。

また、労働基準監督署の立ち入り調査により、36協定及び労働基準法で定められた時間外労働の上限を超えて労働している職員が複数名いたことが判明し是正指導を受けた。本件は、全職員の人事総合システムの出勤打刻、退勤打刻とクライアント運用管理システムにおいて、ＰＣログ情報を常時監視するよう改善が図られているが、過重労働は職員の身体・精神の健康障害を引き起こすリスクであり、また使用者側として労働基準法に抵触する可能性があることを管理職が改めて認識することも重要であり、特定の職員に過

度の負担がかからないよう組織内で協力し合う職場環境作りにも努めてもらいたい。

4) 入札契約の適正化の取組状況

① 一般競争入札の状況

契約手続の競争性・透明性を高めるため、一般競争入札を基本とした発注が推進されていた。７年度の一般競争入札による発注件数は、発注全体件数の61.1%（６年度は66.1%）であった。

② 一者応札の状況

入札公告期間の延長や事業者向けのメールマガジンの配信による公告案内、地域要件等の入札参加条件等の緩和、準備期間の確保のための早期発注等の取組に加え、７年度の調達合理化計画に基づき、年２回（７月、２月）の契約監視委員会において一者応札となった案件を分析するなどし、同様の発注に際し要件緩和等を行っていた。また、翌年度発注予定工事等の機構ホームページにおける公表時期の前倒しや、公表内容の充実（工事規模、工事実績要件等の明示）を行い、応札・応募環境の改善に努めていた。これらの取組により、７年度の一般競争入札における一者応札の割合は、48.4%となり、６年度と同等の水準を維持することが出来た。

近年、一者応札率が上昇傾向にあり、その改善のため、若手技術者の活用・育成のための入札制度の実施、週休２日制工事の取組の継続、ワーク・ライフ・バランス（女性活躍等）を推進する企業の評価、機構発注工事等の実績がない事業者の参入を促し応札者を確保するため、他機関における工事成績・表彰実績等の評価、一者応札の要因の一つである技術者不足を改善するため、建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）モデル工事について試行を行っていた。

③ 随意契約の状況

平成21年11月に閣議決定された「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき設置された、監事及び外部有識者による契約監視委員会において、競争性のない随意契約及び一者応札案件について年２回（７月、２月）報告し点検を受けていた。

④ 入札・契約手続状況の確認

監査を実施した全ての事務所において、入札・契約手続の状況について確認を行った。

⑤ ダンピング受注排除への取組

「施工体制確認型総合評価落札方式」及び「履行確実性評価型総合評価落札方式」による入札契約手続きが５年度から本格施行され、低入札を削減し、工事における適切な施工体制等を確保する取組が進められていた。

【監事意見】

入札契約の適正化の取組は着実に実施されている。

一方で、年々厳格化する運用が職員の稼働増につながっていることも事実であり、入札契約業務の運用に係る不断の業務改善も併せて必要である。特に、山間部のダムの維持管理系工事に関しては一者応札の割合が高い傾向が続いている。業務規模から言えば小規模な事業者が請け負う内容であるが、総管化により複数の施設に係る業務を１案件とした発注の検討も各地で行われている。しかし、これまでの施設維持管理業務を担っていた小規模業者は県をまたぐ広域業務への対応が困難なものが多く、発注の広域化が一者応札を改善する鍵にはならないと考える。今後の適切な施設の維持管理のためにも、この業務に関する入札契約の在り方を見直していく必要があると思われる。

5) 保有資産の見直し･資産の管理状況

① 資産管理等整理推進委員会の開催

８月８日に開催された委員会では、会計検査院からの改善処置要求（平成24年10月26日付け24検第656号独立行政法人水資源機構理事長宛て）の検討及び協議の状況と６年度の処分手続きに関する報告及び７年度の処分計画について審議が行われていた。

② 保有資産の必要性等の見直し

新たな検証対象となる保有資産の有無を含め、資産保有の必要性や不要と認められる財産の処分方針等について、資産管理等整理推進委員会等において検討・整理を行っていた。

③ 宿舎・寮の維持管理

宿舎の老朽化の課題に対して、各事務所において各宿舎の宿舎整備計画を策定し、計画に基づき維持管理を行っていた。

７年度の宿舎整備委員会では、特に８年度の維持管理計画で見込んだ改修予定工事に係る予算要求の実現性を高めるため、６年度から状況等調整してきた内容の確認及び８年度予算の概算要求に向けた調整を行うとともに、優先的に整備すべき宿舎から廃止すべき宿舎など、宿舎の現況に応じて６類型に分けた保有宿舎の分類の見直しを行っていた。

④ 会計検査院からの改善処置要求（平成24年10月26日付け）への対応

a) 水資源開発施設等の必要性の不断の見直し

機構全体の保有資産の必要性について不断の見直しを引き続き進めるため、新たな検証対象物件の有無を確認するとともに、従来から検討を行っている資産を対象に、保有の必要性や不要と認められる財産の処分方針等について、資産管理等整理推進委員会等において検討・整理を行

っていた。
令和７年度は会計検査院から改善措置要求を受けた香川用水施設調整池築造に伴う造成地(南造成地)を含め、事業用地２件、職員宿舎用地２件の処分を行い、国庫納付手続等が実施されていた。

b) 兼用道路に係る管理費用の応分の負担

兼用道路に係る管理費用の応分の負担を求めるため、地方公共団体との協議が行われていた。

⑤ 施設財産の保全･管理

a) 地上権の再設定

地上権再設定を効率的に推進することを目的として、関係する12総合管理所で地上権再設定計画を策定し、本社によるヒアリングを行うとともに、地上権再設定推進連絡会議において課題の対応方針や効果的な施策の検討等を行っていた。これらの取組により、７年度は房総導水路、成田用水、三重用水の３事業において、90筆の地上権再設定契約を締結した。
また、房総導水路で地上権再設定協議が整わず存続期間の満了が迫っている案件について、土地収用手続きを活用すべく、国土交通省土地収用管理室に事業認定申請予定事業の登録を行い、事業認定申請書（案）を提出し、正式申請に向けた事前審査を受けていた。

b) 施設の巡視等

施設の巡視、点検等を定期的に実施することにより、施設の保全管理が適切に行われていた。

【監事意見】

保有資産の不断の見直しを行い、状況は管理されており、整理完了に向けて業務を継続している。一方、宿舎等の整備保全は職員の生活における安全面や衛生面のみならず、働く意欲にも影響を及ぼす重要な取組である。良質な人材を確保するためにも時代に見合った水準への配慮が必要である。
また、会計検査院からの改善処置要求に関する事案については、地方公共団体に費用負担を求めるものがあり、協議が長期化するものが生じている。民地における地上権の更新においては、相続による所有権の分散等で交渉に時間がかかるところもある。
関係部署による継続的な取組が求められる。

6) 人財育成の取組状況

働き方改革、ワーク・ライフバランスの重視、キャリア形成に関する若手の意識の変化や転職による人材流出への対応など機構を取り巻く状況の変化に合わせ、「人財育成プログラム」の更新を行い、ＯＪＴを可能にするための

現場組織の大括り化や研修計画の見直しに取り組んでいる。
また、現場を活用した現地研修会やダム操作訓練シミュレータを活用したダム防災操作等の研修などの専門技術研修のほか、分布型流出予測の活用の説明会を４回実施して予測に係る人材の育成に取り組んでいた。
さらに、機構内において「技術研究発表会」を実施し、若手職員の技術力向上・育成を図っていた。

【監事意見】

人材難の折から、組織の見直しを行うなど危機意識をもって人材育成に取り組み、人財育成・採用戦略課の立ち上げにより、研修プログラム・研修内容の充実が進んでいる。

人財育成・採用戦略課では、現場の人手不足によりＯＪＴが困難になっている状況を踏まえ、研修カリキュラムの見直しやオンライン化、高スキルＯＢ人材による指導体制立ち上げなどに取り組んでおり、高く評価できる。

7）技術力の維持・向上

管理技術の高度化（施設の長寿命化等の技術の研究・開発を含む）に関するテーマを重点プロジェクトとする「水資源機構技術４ヵ年計画（R04-R07）」に基づき、調査・検討に取り組んでいた。これらの重点プロジェクトの実施に当たっては、総合技術センターを主体に本社関係部署と協働して取り組んでおり、機構内に設けた技術管理委員会にて審議を受けながら成果の質的向上や効率的な実施に努め、技術力の維持・向上を図っていた。
また、より集約化・省力化した管理を実現するための集中管理に向けたハード整備、そのための要素技術としてＩＣＴやＡＩを活用した管理の高度化・効率化、建設も含めた生産性向上を図るＤＸを積極的に推進する「水資源機構技術４ヵ年計画（R08-R11）」を策定した。
ＩＣＴ等を活用した管理技術の省力化支援策としては、ダム監査廊内の日常点検や地震発生後の点検作業の省力化を目的にドローンによる自動航行及びＡＩによる異常検知システムを構築し、奈良俣ダムで試行運用した。
また､令和４年度から一庫ダムにおいて出水毎に雨量･流入量の実測データを基にＡＩで最適化するシステムを導入し、予測精度を向上させた。この成果を踏まえて、ＡＩ活用によるパラメータ最適化システムを令和６年度から８年度にかけて特定施設25ダム、受託ダム２ダム、利水ダム１ダムへ順次導入する方針としており、令和７年度までに12ダムの構築を終え、残る16ダムの構築を令和８年度までに完了すべく契約手続を進めていた。
水路等施設管理支援システムの機能拡充による管理業務の省力化･高度化では、同システムを令和２年度から導入し、水路系事務所全20地区で運用しており、７年度はＧＩＳを通じ、機械設備・電気通信設備等の位置情報を含む既存システムと連携可能な統合データベースを構築し、全水路事務所に実装したことで、管理情報の一元化と迅速な共有を可能としていた。

【監事意見】

ＩＣＴやＡＩ新技術を活用し、ダム・水路施設の調査、点検、診断等の管理技術の高度化に向けた取組が継続され実装が着実に進んでいる。ダム建設や施設の改築等の場面でのＣＩＭの活用も行われている。

一方、職員の慢性的な不足等に伴い十分な時間をかけた研修やＯＪＴの機会が減少し、若手職員を中心に技術力の低下が懸念されている。新しい研修カリキュラムによる機構の組織をあげた対策、総合管理所化によるＯＪＴの強化に期待する。

8）地域への貢献

上下流交流の実施や地域イベントへの協力､施設見学会等の実施など､様々な交流活動を通じて信頼関係の構築や情報共有に努めていた。

また、施設周辺地域の方々との交流の場を設け、情報の共有を図るとともに、水源地域ビジョンを策定し、自治体、ＮＰＯ等の関係者と連携して湖面・湖岸及び湖周辺の利活用、流域内の植樹等の森林保全活動を通じた土砂・流木の貯水池への流入抑制や水源涵養の向上に取り組んでいた。

一方、環境分野における世界的な潮流や国内における環境政策の動向を踏まえた取組を進めていく必要があり、また水を安定供給するうえで水源地域のコミュニティの持続も不可欠であり、地域振興の観点を含めた取り組みが必要となってきている。このため、事業の実施を通して、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築や地球環境保全に資することが機構の社会的責務であるとの認識に立ち、水のプロ集団、流域圏の一員として、「環境保全」はもとより、機構が有する施設等の特徴を最大限に活用した「環境創造」に取り組むということを基本理念に掲げて、「脱炭素・資源循環社会への貢献」「生物多様性の確保」「水源地域のブランディングの推進」を三本柱とする基本方針に据えた新たな環境方針を10月に策定した。

【監事意見】

水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地域の方々との交流活動を通じて信頼関係の構築や情報共有に努めている。また、水を安定供給するうえで水源地域のコミュニティの持続が不可欠であることから、地域振興の観点にたった水源地域のブランディングの推進にも取り組んでおり、高く評価する。

9）既監査での是正・改善事項等のフォローアップ

前回監査時に注意事項等があった事務所において、改善策の実施状況を監査した。受発注者間で交わした書面等が確認できなかったもの、設計変更の手続きにおいて、指示した書面が確認できなかったもの、立会が行われたか書面で確認できなかったもの、基準に合致しない方法で積算されていたものなどについて各事務所とも概ね改善措置が行われていることを確認した。

【監事意見】

改善措置は着実に実行されているが、監査では類似の軽微な不備が散見される。個々の事業所での改善にとどまらず、問題の抜本原因を改善する取組にも不断の努力が必要である。

⑵ テーマ監査「総合管理所化に伴う課題等について」

人財育成と職員間コミュニケーションの活性化、共通業務の集約化による業務の効率化・省力化、防災対応時等の弾力的・機動的な人員配置を行うことを目指して、今年度から総合管理所化を行った。

総合管理所化に伴う課題については、共通的な課題として総合管理所に若手職員を多く配置することによって若手職員の孤立を防ぐ効果はあるものの、業務の中心を担う中堅職員の負担が大きくなっていること、管下管理所の管理職が１名態勢となったことによる心身の負担増があげられていたが、総合管理所ごとに整理し解決を図るとともに、総管を超えた応援態勢の検討など、所長会等でも議論されていた。また、総合管理所化に伴い、遠隔制御の一層の促進が必要との認識も高まっていた。

【監事意見】

テーマ監査を設定した10事業所では、当該テーマに関しそれぞれの地域事情を踏まえ、改善への着実な取組が行われていることを確認した。また、総合管理所化をきっかけに、仕事のやり方や進め方を見直し、これまで以上に効率的な業務を行うための議論が全社的に行われていることは評価できる。

⑶ その他の重要な監査事項

1) 給与水準の状況

① 給与水準の状況

本給カットや地域手当の異動保障の凍結等、給与抑制措置が継続して行われており、７年度は国や民間企業の動向を鑑み３％の削減を行っていた。

② 法人の長の報酬水準の妥当性

理事長の報酬水準については、独立行政法人改革等に関する基本的な方針に掲げられている職務の特性や参考となる他法人の事例等として、国の事務次官の年間報酬額、同規模の独立行政法人及び民間企業の役員報酬額を参考として設定されていた。

【監事意見】

給与水準について、適正化の取組として５年度まで本給の５％カットが行われていたが、民間企業における賃上げの状況を鑑み、６年度は４％、７年度は３％に改訂された。引き続き、他の独立行政法人等の対応も考慮しながら、本給のカット率等の見直しについて、慎重に検討をしていく必要がある。

2) 事業報告書

平成30年９月制定の事業報告に関するガイドラインに従い作成されていた。

【監事意見】

事業報告書は、法令等に従い機構の状況を正しく示しているものと認める。

⑷ 事務処理に係る検討等が必要と認められる事項

事務処理に係る検討や改善・留意が必要と認められた事項は以下のとおりである。

① 受発注者間の協議事項について、協議を実施した内容が書面で確認ができなかったもの
② 設計変更にあたり設計変更ガイドラインに示された内容が適正に実施されていなかったもの
③ 完成検査時のチェックリスト等が適正でなかったもの
④ 予定価格算定のための積算が適正でなかったもの
⑤ 事務手続きが適正でなかったもの

上記の注意すべき事項があった事務所については、所内への周知やチェック体制の見直し等の再発防止の取組を行っていることを確認した。

【監事意見】

機構の業務の遂行に当たっては、規程等に基づき、適正に行う必要がある。特に受発注者間の指示事項や協議事項に係る文書の欠落ついては我々が監事就任以降、継続して注意をしてきたところであるが、未だに散見される状況であり、関係各部に文書主義の再徹底を強く求めた。

⑸ 推奨事項

① 工事等提出書面の完全電子化の取り組み
② スマホを活用し、Formsで運転日誌のペーパーレス化

２ 会計監査

令和８年６月18日に会計監査人有限責任監査法人トーマツから当期の監査結果及び監査結果に対する意見等について説明を受けた。

【監事意見】

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認める。

令和７業年度に係る事業報告書及び財務諸表などは、適正であると認める。

以 上

令和７年度監事監査実施事務所及び監査日程

	監査対象事務所	監査日程	備考
1	総合技術センター	令和７年５月15日(水)	
－	本社	令和７年５月28日(水)、30日(金) 令和７年６月４日(水)	
2	千葉用水総合管理所	令和７年６月25日(水)～27日(金)	テーマ
3	吉野川下流総合管理所	令和７年７月９日(水)～10日(木)	テーマ
4	利根川下流総合管理所	令和７年７月23日(水)～25日(金)	テーマ
5	筑後川下流総合管理所	令和７年８月20日(水)～22日(金)	テーマ
6	豊川用水総合管理所	令和７年９月10日(水)～11日(木)	
7	木曽川中下流用水総合管理所	令和７年９月11日(木)～12日(金)	テーマ
8	愛知用水総合管理所	令和７年10月15日(水)～16日(木)	
9	利根導水総合管理所	令和７年10月29日(水)	
10	利根川上流総合管理所	令和７年10月30日(木)～31日（金)	テーマ
－	本社	令和７年11月５日(水)～７日(金)	
11	揖斐川・長良川総合管理所	令和７年11月19日(水)～20日(木)	テーマ
12	木津川ダム総合管理所	令和７年12月３日(水)～４日(木)	
13	琵琶湖総合管理所	令和７年12月５日(金)	
14	桂川・猪名川ダム総合管理所	令和７年12月17日(水)～18日(木)	テーマ
15	淀川本部	令和７年12月19日(金)	
16	吉野川上流総合管理所	令和８年１月14日(水)～16日（金)	テーマ
17	渡良瀬川ダム総合管理所	令和８年１月28日(水)～30日（金)	テーマ
18	筑後川局	令和８年２月25日(水)	
19	筑後川上流総合管理所	令和８年２月26日(木)～27日（金)	
	本社及び19事務所（延べ21事務所)		

※ テーマ監査は「総合管理所化について」として、備考欄に「テーマ」と記載のある10事務所で実施した。